#### 熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項

(平成9年4月9日告示第263号)

**改正** 平成 12年3月31日告示第307号 平成21年3月31日告示第295号 平成22年1月22日告示第78号

熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項を次のように定める。

熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県における組合等施行土地区画整理事業の振興を図るため、土地区 画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第2項及び第3条の3 の規定に基づき、土地区画整理組合等(以下「組合」という。)が施行する土地区画整理 事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において当該組合に補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業は、組合が法第3条の4の規定により都市計画事業として施行するもので、次の各号のいずれかに該当する組合等区画整理事業及び住宅市街地基盤整備事業(以下「補助事業」という。)並びに平成20年5月13日付け総務省自治財政局長、国土交通省都市・地域整備局長及び国土交通省道路局長通知(総財調第12号、国都街第5号及び国道地環第5号)による「地方特定道路整備事業について(通知)」に基づいて行う事業(以下「地方特定道路整備事業」という。)とする。
  - (1) 幅員 12 メートル以上(人口集中地区又はこれに隣接する区域においては幅員 8 メートル以上)の都市計画道路を整備する事業で、次の要件のすべてに該当するものア 施行地区の面積が 10 ヘクタール以上であること。
    - イ 施行地区が街路事業(国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業)の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。
    - ウ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地 その他公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の 25 パーセント以上 であること。
    - エ 施行地区の面積が20 ヘクタール未満のものにあっては、施行地区内の都市計画において定められた道路で幅員12メートル以上(人口集中地区又はこれに隣接する区域においては幅員8メートル以上)の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費(以下「用地買収方式事業費」という。)が当該土地区画整理事業の総事業費の3分の1以上であること。

- (2) 平成21年4月30日付け国土交通省総合政策局長及び道路局長通知(国総政第8号及び国道企第6号)による「地域活力基盤創造交付金について」に基いて行うもの (補助金の額)
- 第3条 補助金の額は、総事業費から次に掲げる金額の合計額を控除した額とする。ただし、前条第1号に該当する事業でその額が用地買収方式事業費の額を超えるときは当該用地買収方式事業費の額以内とし、前条第2号に該当する事業でその額が当県地域活力基盤創造計画に記載された当該事業に係る全体事業費の額を超えるときは当該全体事業費の額以内とする。
  - (1) 保留地処分金
  - (2) 鉄道負担金
  - (3) 国道及び河川等の公共施設管理者負担金
  - (4) 賦課金
  - (5) 助成金、寄付金その他組合の収入金で事業費に充てることのできる収入金 (補助金の交付申請)
- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 事業計画書 別記第2号様式
  - (2) 収支予算書 別記第3号様式
  - (3) 実施設計書 都市局所管国庫補助金交付申請等要項(昭和49年建設省都総発第100号)の様式を準用する。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別に定める日までに知事に提出するものとし、その提出部数は、2部とする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項の各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(別表第1に規定する軽微な変更を除く。)をするときは、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - (2) 補助事業の内容の変更(別表第1に規定する軽微な変更を除く。)をするときは、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が 残存するときは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の補助事業に 使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助事業に係る補助率(総事業費に 対する補助金の割合)を乗じて得た金額を県に返還しなければならない。
  - (4) 補助事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助額から控除することがある。

- (5) 補助金について、組合の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかに する調書を作成しておかなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合の中止(廃止)申請書は、別記第4号様式によるものとする。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は遂行が困難となった場合の報告書は、別記第5号様式によるものとする。
- 第6条 規則第6条の規定による交付金の交付決定の通知は、別記第6号様式により行う ものとする。

(事業の内容等の変更)

(決定の通知)

- 第7条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、補助金の額又は補助事業の経費の配分若しくは内容等の変更(別表第1に規定する軽微な変更を除く。)とする。
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第7号様式によるものとし、別に定める関係書類を添付するものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第8号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書別記第9号様式)によるものとする。

(状況報告)

- 第8条 規則第11条の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 報告時点 各四半期末現在
  - (2) 報告期限 各四半期最終月の翌月の5日
- 2 前項の状況報告は、別記第 10 号様式によるものとし、その提出部数は、1 部とする。 (実績報告)
- 第9条 補助金の交付を受けた組合等は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。)は、完了した日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事がこの期日によることが困難な特別な事由があると認めるときは、報告の期日を補助事業等の完了の属する会計年度の翌年度の6月15日までに繰り下げることができる。
  - (1) 完了実績報告箇所別表
  - (2) 発生物件精算調書
  - (3) 材料精算調書
  - (4) 備品精算調書
  - (5) 事務費精算調書

- (6) 事務費決定額調書
- (7) 完了箇所別表
- 2 前項各号に掲げる書類の様式は、「都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて(昭和45年6月23日建設省都総発第171号建設省都市局長通達)」の様式を準用するものとする。

(補助金の額の確定)

第 10 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第 12 号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

- 第 11 条 補助金の概算払又は前金払により受けようとするときは、当該請求書(別記第 1 3 号様式)に関係書類を添付しなければならない。
- 2 規則第 16 条第 1 項の請求書は、別記第 14 号様式によるものとする。 (財産の処分の制限)
- 第12条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、建設省所管補助金等交付規則 (昭和33年建設省令第16号)に定めるところによる。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(書類の提出)

第 14 条 規則又はこの要項に基づき知事に提出する書類は、当該施行地区を所管する地域振興局長又は熊本土木事務所長を経由しなければならない。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 熊本県組合施行土地区画整理事業補助金交付要項(昭和 56 年 12 月 27 日熊本県告示第 1 167 号)は、廃止する。

附 則(平成 12年3月31日告示第307号)

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第295号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年1月22日告示第78号)

この要項は、告示の日から施行する。

#### 別表第1(第5条関係)

# 補助事業の軽微な変更

経費の配分の変更	事業内容の変更
1 本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、 用地費及び補償費、機械器具費、営繕費、換地 諸費の相互間における流用で、流用先の経費の 3割(当該流用先の経費の3割に相当する金額が 100万円以下であるときは100万円)以内の変更 となるもの	助金の額に変更を生じないもの
2 事務費から工事費への流用	1 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
3 人件費又は旅費から庁費(食糧費を除く。) 又は工事雑費への流用	2 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、要項第5条の補助金の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの
	3 本工事費、附帯工事費の項種別の金額の3割(当該項種別の金額の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)を越える変更又は1,000万円を越えるもの 4 庁費のうちの食糧費の増額

別記第1号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第5号様式(第5条関係) [別紙参照] 別記第6号様式(第6条関係) [別紙参照] 別記第7号様式(第7条関係) [別紙参照] 別記第8号様式(第7条関係) [別紙参照] 別記第9号様式(第7条関係) [別紙参照] 別記第10号様式(第8条関係) [別紙参照] 別記第11号様式(第9条関係) [別紙参照] 別記第12号様式(第10条関係) [別紙参照] 別記第13号様式(第11条関係) [別紙参照]

別記第14号様式(第11条関係)

[別紙参照]

熊本県知事様

(申請者)

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)補助金交付申請書

年度において、下記のとおり土地区画整理事業を実施したいので、熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 実施設計書
- 4 関係図面(位置図、平面図)
- (注) 実施設計書の様式は、「都市局所管国庫補助金交付申請等要項(昭和49年4月1日 建設省都総発第100号)」の様式を準用する。

#### 別記第2号様式(第4条関係)

#### 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業計画書

市	町	村	名					地区名			
事	į	業	名								
目			的								
事業	<b></b> 能完了	'予定!	期日			白	Ę	月		目	
事	業	内容	<b>译</b> 及	び #	圣費	の配	分				
Į.	典		目	事	業内	容	<u> </u>	È	額	摘	要
本	I	事	費								
附寸	帯	I	事費								
測:	量 及	び試	験 費								
用:	地及	び補	償 費								
営		繕	費								
換	地	諸	費								
工事	<b>事費</b> 計	· (A)									
事	務 費	(B)									
事第		s) = (A	) + (B)								
1	<b>着</b>		考								

<sup>「</sup>事業名」欄には、補助事業、地方特定道路整備事業の種別を記入する。

#### 別記第3号様式(第4条関係)

# 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)収支予算書

(申請者)

1 収入

(単位:千円)

_										
	款	項	目	節	予	算	額		備	考
	_									
-										

(単位:千円)

		1						(単位:	113/
款	項	目	節	予	算	額		備	考

熊本県知事 様

(申請者)

# 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)中止(廃止)申請書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)について、中止(廃止)の承認を受けたいので熊本県補助金等交付規則第5条及び熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項第5条の規定により添付書類を添えて申請します。

- 1 理由
- 2 今後の処置
- (注) 様式中の不要の文字は、抹消すること。

熊本県知事 様

(申請者)

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)報告書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)について予定期間内に完了しない(遂行が困難な)事由が生じたので、熊本県補助金等交付規則第5条及び熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項第5条の規定により下記のとおり報告します。

- 1 理 由
- 2 今後の処置
- (注) 操作中の不要の文字は、抹消すること。

番 号 年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事印

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助 金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度熊本県組合 等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助金については、熊本県補助金等交付 規則第4条の規定により次の条件を付して金 円を交付します。

- 1 事業の実施について次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき、又は事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
  - (2) 事業を中止又は廃止するとき。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。
- 2 事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存すると きは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、 当該物件の残存価格に当該事業に係る補助率(総事業費に対する補助金の割合)を乗じて 得た金額を県に返還しなければならない。
- 3 事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該 物件の価格を補助基本額から控除することがある。
- 4 本補助金について、組合の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする 調書を作成しておかなければならない。

熊本県知事様

(申請者)

#### 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)補助金変更申請書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額金円(うち前回までの申請額金円)
- 2 計画変更の理由

#### (添付書類)

- 1 事業計画変更書
- 2 変更収支予算額
- 3 補助金受入調書
- 4 変更実施設計書
- 5 関係図面(位置図、平面図)
- (注) 補助金受入調書、変更実施設計書の様式は、「都市局所管国庫補助金交付申請等要領(昭和49年4月1日建設省都総発第100号)」の様式を準用する。

(申請者) 様

熊本県知事

ΕIJ

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助 金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助金の額を金 円(前回までの交付決定額 金 円)に変更します。

- 1 事業の実施について次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき、又は事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
  - (2) 事業を中止又は廃止するとき。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。
- 2 事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存すると きは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、 当該物件の残存価格に当該事業に係る補助率(総事業費に対する補助金の割合)を乗じて 得た金額を県に返還しなければならない。
- 3 事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助基本額から控除することがある。
- 4 本補助金について、組合の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする 調書を作成しておかなければならない。

囙

(申請者) 様

熊本県知事

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助 金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で変更申請のあった 年度熊本県 組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)の計画変更については、これを承認 します。

熊本県知事 様

(申請者)

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)状況報告書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で交付決定通知のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)について 年 月 日現在の状況は、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県組合等施行 土地区画整理事業補助金交付要項第8条の規定により報告します。

- 1 事業名
- 2 事業費 円
- 3 年度工程表(別紙のとおり)

熊本県知事 様

(申請者)

### 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)実績報告書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で交付決定通知に基づき 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)を実施したの で、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付 要項第9条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 実績報告箇所別表
- 2 発生物件精算調書
- 3 材料精算調書
- 4 物品精算調書
- 5 事務費精算調書
- 6 事業費決算調書
- 7 完了箇所別表
- (注) 関係書類の様式は、「都市局所管補助事業の実績報告書の取扱いについて(昭和45年度建設省都総発第171号)」の様式を準用する。

番号年月日

(申請者) 様

熊本県知事印

## 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)補助金交付確定通知書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で交付決定した、 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

# 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)補助金概算払(前払金)請求書

年 月 日付け熊本県指令 第 号で交付決定の通知があった 熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助金のうち、下記の金額 を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県組合等施行土地区画整理事 業補助金交付要項第11条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額	金	円

口座振替払	銀行	支店
直接払		
送金払		
口座番号		

添付書類

支出計算内訳明細書

年 月 日

(申請者) 印

熊本県知事様

## 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業)補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県組合等施行土地区画整理事業(地方特定道路整備事業)補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額	仝	П
<u> </u>	<u> </u>	J

口座振替払	銀行	支店
直接払		
送金払		
口座番号		

年 月 日

(申請者) 印

熊本県知事様